

放送事業の基盤強化に関する検討分科会
AMラジオ放送のあり方に関する取りまとめ
(令和元年8月30日公表)

令和元年9月11日

ローカル局の経営基盤強化のあり方及び放送事業者の経営ガバナンスの確保等について検討を行うため、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」(分科会長:多賀谷一照 千葉大学名誉教授)を2018年9月27日に設置。

主な検討事項

1. 放送事業者の経営の現状分析・今後の見通し

- ローカル局の経営環境の変化（地方の人口減少、東京への一極集中等）
- 地域情報に対する視聴者の評価
- ローカル局の経営指標の分析・見通し

2. 放送事業者の経営ガバナンス確保

- 放送事業者に対し、経営ガバナンスに関するアンケートを実施して現状を把握し、優良事例（ベスト・プラクティス）を共有

3. AMラジオのあり方

- AMラジオの経営の現状と見通し
- AMラジオが引き続き社会的役割を担っていくために必要な方策

4. 放送事業者の経営基盤強化のあり方

- 地域コンテンツの流通促進（地域から全国へ、地域から海外へ）
- 地域情報を確保していくためのローカル局の経営基盤強化に向けた方策

スケジュール（予定）

2019年 7月11日	中間取りまとめ【済】
<u>2019年 8月30日</u>	<u>AMラジオ放送のあり方に関する取りまとめ【済】</u>
2020年 3月	最終取りまとめ（予定）

要望内容

① FM補完中継局制度の見直し

- FM補完中継局制度を見直し、AM放送からFM放送への転換や両放送の併用を可能とするよう制度を整備。
- 遅くとも2028年の再免許時まで、AM放送事業者の経営判断によってAM放送からFM放送への転換や両放送の併用を全国的に可能とする。
- 全国的な制度整備に向けた諸課題を洗いだしつつ、2023年の再免許時を目途にAM放送を一部地域で実証実験として長期間にわたり停波できるよう、総務省は必要な制度的措置を行う。なお、実証実験は、リスナーに混乱がないように実施することとし、大きな問題が継続して起きなければ、そのままAM放送を停波する前提で取り組む。

② FM同期放送の普及推進

- 経営判断によってFM同期放送のための設備整備を行う民放事業者への支援

③ FM放送のトンネル内再放送の普及推進

- 道路管理者（国、市町村、高速道路会社）への設備整備の働きかけ

④放送ネットワークの強靱化

- 災害対策、難聴対策などのための支援措置の継続、拡充

⑤無線局運用の資格要件の緩和

- コミュニティ放送局と同等の資格要件（第二級陸上特殊無線技士以上）への緩和

⑥デジタル化するメディア環境への民放ラジオ事業者それぞれの取り組みへの支援

1. ラジオに期待される役割

- 災害時には、いち早く災害情報を地域住民に提供する「ファーストインフォーマー」としての役割が期待されている。
- 特に、停電を伴う災害時には、ラジオの果たす役割は、一層大きい。

2. AMラジオ放送事業者の経営状況

- AMラジオ放送事業者のラジオ営業収入（売上高）は、平成29年度で797億円。過去最大であった平成3年度の2,040億円に比べると6割減となっており、近年も減少傾向。
- AMラジオ放送事業者47社のうち、ラジオ単営社14社について、平成29年度決算で赤字になっているのは5社。

3. FM補完放送の状況

- 2014年度に、VHF帯の一部（90.0～94.9MHz）をAMラジオ放送のFM補完中継局のための周波数として利用できるよう制度整備。
- 現行制度上、AMラジオ放送事業者が、FM補完放送を実施するエリアでAMラジオ放送を実施していることが前提。したがって、AMラジオ放送事業者が、AMラジオ放送の親局を停波し、その代わりにFM補完中継局を親局とすることはできない。
- 本年6月末時点で、主たるFM補完中継局については、AMラジオ放送事業者47社のうち、44社が既に整備済み（FM補完放送を実施中）であり、残る3社も予備免許を取得済み（本年度内にFM補完放送を開始予定）。
- FM補完放送に対応した家庭用ラジオ端末（周波数が90.0～94.9MHz）の普及状況は、約53%。一定の仮定を置いて試算すると、10年後（令和11年2月）には、約88%まで普及すると予測。

4. AMラジオ放送事業に関する課題

- AMラジオ放送の送信設備は、①送信周波数に対して適切なアンテナ高、②ラジアルアースを敷設する広い敷地、③伝導率の高い敷地（多くの水分を含んだ土地）が必要。
- 既存の送信設備から放送を継続しながら更新することは、同じ敷地内での建替え、別の敷地での新設のいずれも物理的に極めて困難。

5. 諸外国の状況

（1）英国。

- コスト削減を理由として、BBCの一部のローカルAMラジオ放送の送信局の停波、全国商業放送の一部AM送信局の停波・出力低減が行われている。

（2）フランス

- 全国的なAMラジオ放送は行われておらず、FMラジオ放送が中心。

（3）ドイツ

- 公共放送のドイツ公共放送連盟（ARD）及びドイチュラントラジオ（DLR）、商業放送のいずれもAMラジオ放送を停止。

（4）米国

- AM停波の申請を行った事業者に対し、連邦通信委員会（FCC）は認めない決定をした。決定の末尾では「FCCはAM局によるAM免許の放棄を許可することは考えていない」と述べ、AM停波について完全に否定。

6. AMラジオ放送制度の見直しに関する要望（3ページ参照）

7. FM補完中継局制度の見直しに関する提言

①基本的な方向性

- AMラジオ放送の停波も含む運用の工夫による経営基盤強化を図ることができるよう、民放連の要望を踏まえ、以下の課題を検討しつつ現行制度を見直すべきである。

②今後検討すべき主な課題

• カバーエリアの観点

F M転換等を行った場合には、これまで受信ができていた山間地等の一部で、受信ができなくなる可能性があることから、そのような地域に情報を届ける方策について検討することが必要。

• 対応受信機の観点

F M補完放送の周波数に対応した家庭用ラジオ（カーラジオを除く。）の普及率は、全体の5割強と推計され、さらに普及を進める必要。

• 周知広報の観点

F M転換等を行う場合には、国民・聴取者に、十分に周知する必要。特に、災害時の備品として買ったAM専用ラジオ（普段は使用していないラジオ）でFMラジオ放送を聴くことができないことに、災害時まで気がつかなかったというようなことがないように、関係者と協力して十分に周知すべき。

また、NHKのAMラジオ放送は、引き続き、継続することも併せて周知する必要。

7. FM補完中継局制度の見直しに関する提言（続き）

②今後検討すべき主な課題（続き）

- 周波数の効率的な利用の観点

新たなFM中継局整備が必要となると考えられる。既にFM用の周波数はひっ迫していることから、中継局整備のために、同期放送の積極的な導入等周波数の効率的な利用の推進が必要。

- その他

既存のFMラジオ放送事業者との公平な競争環境を確保する観点から、放送対象地域に関する現行のラジオ放送制度との整合性について整理が必要。また、政見放送は、AMラジオ放送では実施しているがFMラジオ放送では実施していないことに留意が必要。

③今後のスケジュール

- 総務省において、民放連と連携して早急に検討を開始し、2020年秋までを目途に、「実証実験」の具体案を公表すべき。なお、災害の発生や大きな課題が生じた場合等には、直ちにAM放送を再開できる状態を保持しておくことが適当。
- 「実証実験」までに対応できなかった課題については、その検証結果も踏まえて、2028年の再免許時までに全国的な制度整備に間に合うよう、課題への対応に取り組むべき。